

# 電力小売完全自由化 便乗商法にご用心

## <事例1>

「電力自由化で、将来的に電気料金が高くなるので、太陽光発電を設置すれば、電気売って儲かる。」という電話があった。契約しようかどうか迷っている。

## <アドバイス>

設置料金が高額であることが多いです。また、説明どおりの売電金額が保障されているわけではありません。

業者の話をよく聴いて、契約は慎重にしてください。

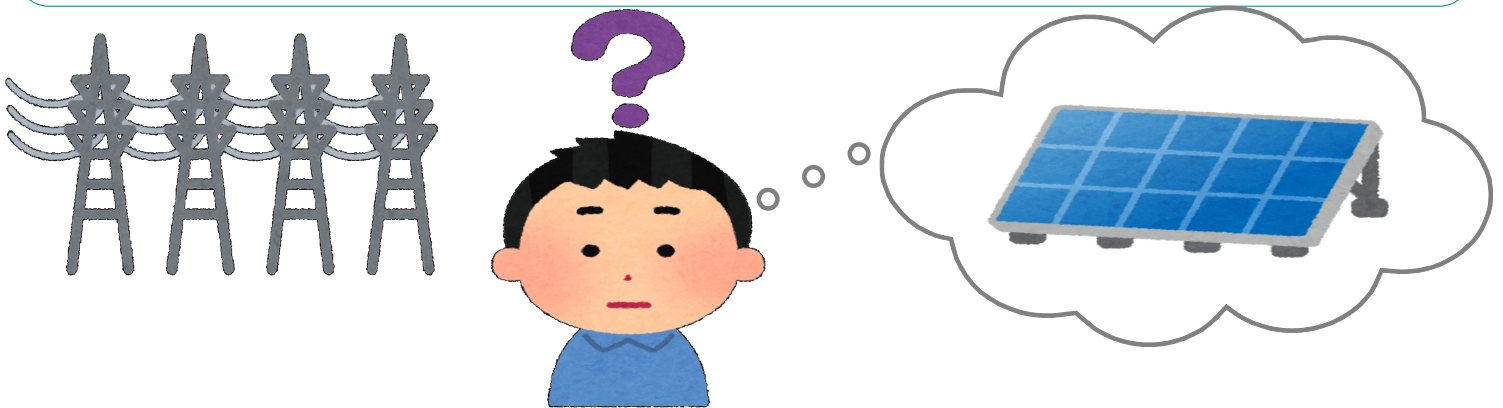
## <事例2>

「省エネに効果があるブレーカーに交換する。」という電話があった。電力自由化でブレーカーの交換が必要なのか。

## <アドバイス>

ブレーカーの交換は不要です。電線を引きなす必要もありません。

※ 新電力を契約する場合は電力量計を「スマートメーター」に交換する必要がありますが、費用の負担はありません。



■4月1日から電力小売自由化が始まりました。大手電力会社に加え、ガス、通信や商社など多様な事業者の中から契約を選択できるようになりました。「割引型、ガスとのセット型、ポイント・キャッシュバック型」等、様々なプランがあります。

しかし、電気料金が安くなるプランでも、一定期間の利用を義務付けていたり、解約金がかかるケースもあります。契約は慎重にしてください。なお、訪問販売、電話勧誘販売で契約した場合は、契約書面を受領してから8日以内であればクーリング・オフができます。

## 【経済産業省の問い合わせ先】

○制度、電気事業者の登録の有無・・・0570-028-555

○契約に関するトラブル・・・・・・03-3501-5725